

1. 件名：美浜発電所3号機 A海水ポンプ潤滑水流量系工場調査結果について

2. 日時：令和2年9月15日 16時00分～16時35分

3. 場所：原子力規制庁2階中コア会議室（テレビ会議システムを利用）

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ

実用炉監視部門 吉野企画調査官、小野上級原子炉解析専門官、反町主任
監視指導官、糸川原子力運転検査官補

関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）

美浜発電所 課長 他9名

5. 要旨

(1) 令和2年4月10日に発生した美浜発電所3号機 A海水ポンプの自動停止について、同年4月16日の面談において規制庁からA海水ポンプ潤滑水流量計に関するメーカー工場での詳細な原因調査を報告するよう伝えていたところ、関西電力より、工場調査結果がとりまとまったことから提出資料に基づき説明があった。関西電力からの主な説明は以下のとおり。

- A海水ポンプ潤滑水流量計の点検結果では、潤滑水流量計の指示値を低下させる要因となる異常は認められなかった。
- 一方、類似箇所であるD海水ポンプ潤滑水流量計検出器内部は黒い付着物（汚れや錆）で覆われていたため、検証試験にて電極部に絶縁性付着物を付着させた場合には、潤滑水流量計の指示値が低下したような事象が再現された。
- 以上から、A海水ポンプ潤滑水流量計の指示値低下の発生当時、電極部に何らかの絶縁性付着物が一時的に付着したことにより、偶発的に潤滑水流量計の指示値低下につながった可能性があるかと推定した。
- 対策として、検出器本体の内部清掃実施時の手順書に、電極部及びその周辺を絶縁性付着物に注意して入念に清掃すること等を追記する。

(2) 原子力規制庁より、対策を着実に実施するよう伝えた。

6. 提出資料

資料1：美浜3号機 A海水ポンプ潤滑水流量計工場調査結果について